○公益財団法人かずさＤＮＡ研究所役員等の報酬等に関する規程

平成24年４月１日公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第１号

改正

平成24年４月１日規程第１号
平成24年12月18日改正
平成25年９月20日改正
令和２年３月24日改正

公益財団法人かずさＤＮＡ研究所役員等の報酬等に関する規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　報酬等（第３条―第８条）
第３章　費用（第９条・第10条）
第４章　雑則（第11条―第13条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人かずさＤＮＡ研究所（以下「財団」という。）の役員等の報酬、費用及び退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員　理事及び監事をいう。

（２）　役員等　役員及び評議員をいう。

（３）　常勤役員　理事のうち財団に常時勤務する者をいう。

（４）　非常勤役員等　常勤役員以外の役員等をいう。

（５）　報酬等　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第５条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。

（６）　費用　職務遂行に伴い発生する交通費として支給する通勤手当及び旅費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第２章　報酬等

（常勤役員の報酬等）

第３条　常勤役員に報酬及び賞与並びに退職手当を支給する。

（報酬）

第４条　前条の報酬は、本俸及び調整手当とする。

２　本俸は月額とし、次に掲げる役職に応じ、当該各号に定める額の範囲内で理事会の承認を得て理事長が定める。

（１）　理事長　1,000,000円

（２）　副理事長　900,000円

（３）　前２号以外の理事　800,000円

３　調整手当の額は、本俸月額に100分の７を乗じて得た額とする。

（賞与）

第５条　賞与は、毎年６月及び12月に支給する。

２　賞与の額は、報酬月額に100分の120を乗じて得た額に、賞与支給率を乗じて得た額とする。

３　前項の賞与支給率は、次のとおりとする。

（１）　６月支給賞与　100分の190

（２）　12月支給賞与　100分の205

（退職手当）

第６条　常勤役員（千葉県派遣者及び千葉県退職者を除く。）が退職したときは、その者（死亡退職

の場合は遺族）に退職手当を支給する。
２　退職手当の額は、当該常勤役員が在任した次の各号の役職ごとに退職の日における本俸月額に当該役職に在任した月数（以下「在任月数」という。）を乗じて得た額に、当該各号に定める支給率を乗じて得た額を合計した額とする。
（１）　理事長　100分の25
（２）　副理事長　100分の20
（３）　前２号以外の理事　100分の15
３　前項の在任月数に１月未満の端数があるときは、半月未満は切り捨て、半月以上は１月とする。
４　第１項の規定にかかわらず､常勤役員が退職した場合において､次の各号の一に該当するときは、退職手当は支給しない。
（１）　公益財団法人かずさＤＮＡ研究所定款第25条第１号に該当し、評議員会の決議により解任された場合
（２）　退職の日又はその翌日に再び財団の常勤役員となった場合
（常勤役員の報酬等の支給方法）
第７条　常勤役員に対する報酬等の支給方法は、財団職員の例による。
（非常勤役員等の報酬）
第８条　非常勤役員等が、財団の用務に従事したときは、報酬を支給することができる。
２　前項の報酬は、勤務１日につき20,000円とする。
３　非常勤役員等に対する報酬は、原則として勤務日に直接本人に支払うものとする。
４　前項の規定にかかわらず、本人から申出があった場合は、口座振込の方法により支払うことができるものとする。
第３章　費用
（通勤手当）
第９条　常勤役員に、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。
２　前項の通勤手当の額及び支給方法は、財団職員の例による。
（旅費）
第10条　役員等が、財団の用務のため旅行したときは、旅費を支給する。
２　前項の旅費の額は、財団職員の例による。
３　旅費の支給方法は、常勤役員については職員の例によるものとし、非常勤役員等については第８条第３項及び第４項の規定を準用する。この場合において、同条第３項中「報酬」とあるのは「旅費」と読み替えるものとする。
第４章　雑則
（公表）
第11条　財団は、この規程をもって、認定法第20条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。
（改廃）
第12条　この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。
（補則）
第13条　この規程の実施に関し必要な事項は､理事長が理事会の承認を得て､別に定めるものとする。
附　則
この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
附　則（平成23年10月１日制定）
この規程は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成24年12月18日改正）
この規程は、平成25年４月１日から施行する。
附　則（平成25年９月20日改正）
（施行期日）
１　この規程は、平成25年９月１日から施行する。
（特例期間中の報酬等）
２　平成25年９月１日から平成26年３月31日までの間においては、規程に基づき支給される報酬等の

うち次に掲げる報酬等の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬等の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（１）　本俸　当該役員の本俸に100分の10を乗じて得た額

（２）　調整手当　当該役員の調整手当の額に100分の10を乗じて得た額

（３）　賞与　当該役員が受けるべき賞与の額に、100分の10を乗じて得た額

３　附則第２項及び前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則（令和２年３月24日改正）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

○公益財団法人かずさＤＮＡ研究所職員給与規程

平成３年３月26日公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第２号

改正

平成３年４月１日改正
平成４年３月25日改正
平成４年４月１日改正
平成５年１月25日改正
平成６年１月10日改正
平成６年４月１日改正
平成６年12月９日改正
平成７年４月１日改正
平成７年12月21日改正
平成８年12月20日改正
平成９年４月１日改正
平成９年12月16日改正
平成10年11月１日改正
平成11年３月９日改正
平成11年12月21日改正
平成12年１月１日改正
平成12年４月１日改正
平成12年10月１日改正
平成13年１月１日改正
平成13年４月１日改正
平成13年12月21日改正
平成15年１月１日改正
平成15年４月１日改正
平成15年12月１日改正
平成16年４月１日改正
平成17年４月１日改正
平成18年１月１日改正
平成18年４月１日改正
平成18年10月１日改正
平成19年４月１日改正
平成20年４月１日改正
平成21年４月１日改正
平成21年５月29日改正
平成21年12月１日改正
平成22年３月11日改正
平成22年12月１日改正
平成23年12月１日改正
平成24年３月30日改正
平成24年12月18日改正
平成25年９月20日改正
平成26年２月13日改正
平成26年11月11日改正
平成27年１月13日改正
平成28年４月１日改正
平成30年４月１日改正

平成31年３月８日改正
令和３年10月29日改正
令和４年２月14日改正
令和６年３月26日改正
令和７年４月１日改正
令和７年４月１日改正
令和７年８月５日改正
令和８年３月11日改正

公益財団法人かずさＤＮＡ研究所職員給与規程

目次

第１章　目的（第１条・第１条の２）
第２章　削除（第２条―第５条）
第３章　職員の給与（第６条―第24条）
附則

第１章　目的

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人かずさＤＮＡ研究所（以下「研究所」という。）の職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　出向職員の給与の取扱いは、出向元会社等との契約書の定めるところによるものとする。

（定義）

第１条の２　この規程において「職員」とは、公益財団法人かずさＤＮＡ研究所組織及び事務処理規程（平成24年公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第２号）第８条第１項に規定する事務職員、技術職員及び研究職員をいう。

第２章　削除

第２条から第５条まで　削除

第３章　職員の給与

（給与の種類）

第６条　職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

２　基本給は、本俸とする。

３　諸手当は、管理職手当、研究業績手当、扶養手当、調整手当、住居手当、特別調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支給方法及び支給日）

第７条　職員の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給日は、毎月21日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。

２　職員の給与は、前項の支給日において、当月分の本俸、管理職手当、研究業績手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び特別調整手当並びに前月分の特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。

３　新規採用者又は復職者の発令当月の給与は、出勤日から日割計算をもって支給する。

４　職員が退職又は死亡した場合は、その日まで日割計算をもって支給する。

５　職員の給与は、法令に基づき、その職員から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。ただし、職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

（給与の減額）

第７条の２　職員が勤務しないときは、公益財団法人かずさＤＮＡ研究所就業規程（平成22年公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第１号。以下「就業規程」という。）第15条第３項に規定する休日、就業規程第21条第２項に規定する休暇である場合、その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第18条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（本俸）

第８条　本俸は、別表２のとおりとし、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、給料表に定め

る職務の級に格付し、職員に給料を支給する。
２　別表２に掲げる給料表の適用範囲については、次のとおりとする。
（１）　事務職給料表
　　他の給料表の適用を受けない全ての職員
（２）　研究職給料表
　　研究員、主任研究員及び主席研究員である職員
（３）　技術職給料表
　　技術員、技術専門員、主任技術専門員、主席技術専門員及び技術長である職員
３　前項の給料表の職務の級の格付の基準となるべき職務は、別に定める。
（初任給）
第９条　新たに採用された職員の初任給は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、他の職員との均衡を考慮して定める。
（昇給）
第10条　職員の昇給は、毎年４月１日とし、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、予算の範囲内で行うものとする。
２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級である者及び研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級の職員、技術職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級の職員にあっては、３号給）とすることを標準として決定するものとする。
３　55歳に達した日後最初に到来する４月１日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「４号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級である者及び研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級の職員、技術職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級の職員にあっては、３号給）」とあるのは、「１号給」とする。
４　前２項の規定にかかわらず、公益財団法人かずさＤＮＡ研究所人事評価会議規程（平成26年公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第１号）第１条の規定により設置する人事評価会議において、勤務成績に応じて８号給を上限に昇給の幅を調整できるものとする。
５　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
（特別昇給）
第10条の２　業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があり、かつ、勤務成績の特に良好な職員については、前条の規定にかかわらず予算の範囲内で昇給させることができる。
（管理職手当）
第11条　管理又は監督の地位にある職員のうち､別表４に掲げる職の者に対し管理職手当を支給する。なお、理事長が特に必要と認めた施設長及びチーム長については管理職手当を支給することができる。ただし、事務取扱又は兼務の職については支給しない。
２　管理職手当の月額は、別表４に掲げる額とする。
（研究業績手当）
第11条の２　研究業績手当は、研究に従事する職員に対して、別に定めるところにより決定された当該職員の前年度の人事評価に基づき支給する。
２　研究業績手当の月額は、基本給に次表左欄の前年度の人事評価に応じ、それぞれ同表右欄の支給額とする。

前年度の人事評価	支給額
Ｓ評価	120,000円
Ａ評価	80,000円
Ｂ評価	50,000円
Ｃ評価	25,000円
Ｄ・Ｅ評価	０円

３　前２項の規定にかかわらず、新たに採用された研究に従事する職員で前年度の人事評価のないものの当該年度における研究業績手当の月額は、基本給に50,000円の範囲内で、当該職員の採用前の

研究実績等を考慮し、理事長が決定する。
（扶養手当）
第12条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。）
（２）　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、孫及び弟妹
（３）　60歳以上の父母及び祖父母
（４）　重度心身障害者
３　扶養手当の月額は、前項第１号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第２号から第４号までに掲げる扶養親族については１人について6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１人については、11,000円）とする。
４　扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
（調整手当）
第13条　職員に、調整手当を支給する。
２　調整手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の７を乗じて得た額とする。
（住居手当）
第14条　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、家賃を支払っている職員（研究所が借上げ、住宅使用料を徴収している職員を含む。）に支給する。
２　住居手当の月額は、家賃の額に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、35,000円を限度とする。
（通勤手当）
第15条　通勤手当は、通勤距離が片道２キロメートル以上であって、次に掲げる職員に支給する。
（１）　通勤のため有料の交通機関を利用する職員
（２）　通勤のため自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用する職員
（３）　通勤のため交通機関を利用し、かつ自転車等を使用する職員
２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、月の初日からその月以降の月の末日までの期間として別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、当該各号に掲げる額とする。
（１）　前項第１号に掲げる職員
　　支給対象期間の通勤に要する運賃の額
（２）　前項第２号に掲げる職員
ア　自転車を使用する職員（前項第３号に掲げる職員を除く。）
　　自転車の使用距離が、片道５キロメートル未満である職員にあっては2,000円、５キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては3,800円、その他の職員にあっては5,000円に、その者の支給対象期間の月数を乗じて得た額
イ　普通自動車等（道路交通法（昭和35年法律105号）第３条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び普通自動車以外のものをいう。）を使用する職員（前項第３号に掲げる職員を除く。）　別表５に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額
（３）　前項第３号に掲げる職員
　　前２号に掲げる額の合計額
３　第１項各号に掲げる職員で通勤のため高速自動車国道等の有料の道路、特別急行列車等を利用する場合で、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通

勤に要する特別料金等の額の４分の３に相当する（その額が４万円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額）及び同項の規定による額の合計額とする。

（特殊勤務手当）

第16条　著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

（時間外勤務手当）

第17条　就業規程第15条第１項に規定する時間外勤務（休日勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その時間外勤務した全時間に、勤務時間１時間当たりの給与額に100分の125の割合（その時間外勤務が午後10時から翌日午前５時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、就業規程第15条第１項の規定による時間外及び休日に勤務した時間（就業規程第15条第３項の規定により休日に振り替えられた日を含む）が１月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に、勤務１時間当たりの給与額に100分の150の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

（休日勤務手当）

第17条の２　就業規程第15条第１項の規定にする休日に勤務（就業規程第15条第３項の規定により休日に振り替えられた日を含む）することを命ぜられた職員には、その休日勤務した全時間に、勤務時間１時間当たりの給与額に100分の135の割合（その時間外勤務が午後10時から翌日午前５時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

２　前条第２項の規定は休日勤務手当の場合にも準用する。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第18条　勤務時間１時間当たりの給与額は、基本給の月額、これに対する調整手当の月額及び研究業績手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（土曜日に当たる日を除く。）及び就業規程第14条第３号に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に１日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

（時間外勤務手当に関する適用除外）

第19条　第17条及び第17条の２の規定は、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

（期末手当）

第20条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びに基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員に対して支給する。

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当（当該調整手当の計算に当たっては管理職手当を除く。）の月額の合計額を期末手当基礎額とし、６月に支給する場合においては1000分の1225、12月に支給する場合においては1000分の1375を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別表６に定める割合を乗じて得た額とする。

３　別表２の適用を受ける職員でその属する職務の級が研究部は研究職給料表に該当する者及び技術職給料表の３級以上のもの、事務局は３級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき基本給及び調整手当（当該調整手当の計算に当たっては管理職手当を除く。）の月額の合計額に理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を同項の期末手当基礎額とする。この場合において、１円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（勤勉手当）

第21条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びにこれらの基準日前１か月以内に退職し又は死亡した職員に対し、基

準日以前６か月以内の期間におけるその者の人事評価に応じて支給する。
２　勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において受けるべき基本給及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当（当該調整手当の計算に当たっては管理職手当を除く。）の合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に1000分の675を乗じて得た額に基準日以前６か月以内の勤務期間の区分に応じて別表７に定める割合を乗じて得た額に別に定めるところにより決定された当該職員の人事評価に応じた支給割合を乗じて得た額とする。
３　前項の支給割合は、次表に定めるところによる。
（１）　研究職員

人事評価	支給割合
Ｓ評価	100分の140
Ａ評価	100分の120
Ｂ評価	100分の100
Ｃ評価	100分の70
Ｄ・Ｅ評価	100分の40

（２）　技術職員及び事務職員

人事評価	支給割合
Ａ評価	100分の120
Ｂ評価	100分の100
Ｃ・Ｄ評価	100分の70

４　前２項の規定にかかわらず、前年度における期末評価のない職員の支給割合は、100分の100とする。ただし、所長、副所長、局長、部長、センター長及び県派遣職員の支給割合は、100分の100とする。
５　前条第３項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前条第３項中「前項」とあるのは「次条第２項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
（期末手当及び勤勉手当の支給日）
第22条　前２条に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は､それぞれ次に掲げる日とする｡ただし、支給日が休日の場合は、順次繰り上げる。
（１）　基準日が６月１日の場合　６月30日
（２）　基準日が12月１日の場合　12月10日
（休職者の給与）
第23条　職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり休職した場合は、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。
２　就業規程第33条に掲げる事由により休職を命ぜられた場合は、当該発令の翌月から休職期間中、次の各号に定める割合により給与を支給することができる。
（１）　職員が結核性疾患にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職期間が満２年に達するまでは、これに基本給、調整手当、扶養手当、期末手当のそれぞれの100分の80を給する。
（２）　職員が前号以外の心身の故障により休職を命ぜられたときは、その休職期間が満１年に達するまでは、これに基本給、調整手当、扶養手当、期末手当のそれぞれの100分の80を支給する。
（３）　前２号以外にあっては、休職期間中、基本給の３分の１を支給することができる。
（４）　就業規程第43条第２項第３号に該当して休職を命ぜられたときは、当該期間中の給与は支給しない。
（５）　前各号の規定にかかわらず、特別の事情があるものについては、理事長は当該期間又は額を変更することができる。
（補則）
第24条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。
附　則
１　この規程は、平成３年３月26日から施行し、平成３年３月４日から適用する。

２　国又は地方公共団体等の職員であった者が引き続き財団の常勤の役員又は職員となった場合には、国又は地方公共団体等の職員としての期間は、第４条、第20条及び第21条における在職期間に含めることができる。

附　則（平成３年４月１日改正）

１　この規程は、平成３年４月１日から施行する。（第18条、第20条、第21条）

附　則（平成４年３月25日改正）

１　この規程は、平成４年３月25日から施行し、平成３年４月１日から適用する。ただし、第19条の次に１条を加える改正規定は、平成４年１月１日から適用する。（第６条第３項、第12条第３項、第15条第２項、第19条の２、第20条第２項、別表１、別表２、別表５）

附　則（平成４年４月１日改正）

改正

令和７年４月１日改正

１　この規程は、平成４年４月１日から施行する。（第１条、第１条の２、第３条、第５条、第６条第３項、第７条第５項、第８条第２項及び第３項、第11条の２、第13条第２項、第14条第２項及び第３項、第19条、第19条の２、第20条第２項、第21条第２項、別表２、別表３、別表４）

２　大学、研究所あるいは民間企業等から新たに採用された職員及び定年後に再雇用された職員で理事長が特に必要と認めたとき、その職員の初任給に300,000円の範囲内で、特別調整手当を加算することができる。

附　則（平成５年１月25日改正）

１　この規程は、平成５年１月25日から施行し、平成４年４月１日から適用する。（第12条第２項、第14条第２項、別表２、別表５）

附　則（平成６年１月10日改正）

１　この規程は、平成６年１月10日から施行し、平成５年４月１日から適用する。（第12条第３項、第４項、第14条第２項第２号、第３号、第17条、第20条第２項、別表１、別表２）ただし第17条の改正規定は平成６年４月１日から適用する。

附　則（平成６年４月１日改正）

１　この規程は、平成６年４月１日から施行し、平成６年４月１日から適用する。（第11条第２項別表４）

附　則（平成６年12月９日改正）

１　この規程は、平成６年12月９日から施行し、平成６年４月１日から適用する。（第12条第４項、第20条第２項、別表１、別表２、別表５）

附　則（平成７年４月１日改正）

１　この規程は、平成７年４月１日から施行し、平成７年４月１日から適用する。（第６条第３項、第10条の２、第14条第１項第１号、第17条の２）

附　則（平成７年12月21日改正）

１　この規程は、平成７年12月21日から施行し、平成７年４月１日から適用する。（第12条第４項、別表２）

附　則（平成８年12月20日改正）

１　この規程は、平成８年12月20日から施行し、平成８年４月１日から適用する。（第12条第４項、第14条第２項第２号、別表２）

附　則（平成９年４月１日改正）

１　この規程は、平成９年４月１日から施行する。（第10条の２、第23条第２項第１号、第２号、別表４）

附　則（平成９年12月16日改正）

１　この規程は、平成９年12月16日から施行し、平成９年４月１日から適用する。（第８条別表２、第12条第３項及び第４項、第14条第２項第２号、第20条第２項、別表１）

附　則（平成10年11月１日改正）

１　この規程は、平成10年11月１日から施行する。（第11条第２項別表４）

附　則（平成10年11月１日改正）

１　この規程は、平成10年11月１日から施行し、平成10年４月１日から適用する。（第20条第３項）

附　則（平成11年３月９日改正）

１　この規程は、平成11年３月９日から施行し、平成10年７月１日から適用する。（第８条別表２、第12条第４項）

２　切替日から平成10年９月30日までの間においてその者の属する職務の級が事務職給料表４級及び５級である職員であって給料月額の100分の20以上の割合による管理職手当を受けるべき職にある者のその職にある期間

（切替日から平成10年９月30日までの間に限る。）に係る給料月額、扶養手当の額並びに給料月額、給料の月額又は扶養手当の額を算定の基礎とする手当等の額については、改正前の規程による額とする。

附　則（平成11年12月21日改正）

１　この規程は、平成11年12月21日から施行し、平成11年４月１日から適用する。（第４条別表１、第８条第１項別表２、第20条第２項）

附　則（平成12年１月１日改正）

（号給の切替え等）

１　平成12年１月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、事務職給料表又は研究職給料表（二）の適用を受ける者（以下「特定職員」という。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表の新号給の欄に定める号給とする。

（施行期日等）

２　この規程は、第８条第１項別表２の改正規定は平成12年１月１日から、第４条別表１及び第20条第２項の改正規定は平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年４月１日改正）

１　この規程は、平成12年４月１日から施行する。（第１条第２項）

附　則（平成12年10月１日改正）

１　この規程は、平成12年10月１日から施行する。（第７条、第15条）

附　則（平成13年１月１日改正）

（施行期日等）

１　この規程は、平成13年１月１日から施行し、平成12年４月１日から適用する。（第12条第３項、第20条第２項、第21条第２項、第４条別表１）

（期末手当の額の特例）

２　平成12年12月の役職員の期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、改正前の規定により計算して得た額とする。

３　平成12年12月の役職員の期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、同条の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額から平成12年12月にその者に支給された期末手当の額と改正後の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

附　則（平成13年４月１日改正）

１　この規程は、平成13年４月１日から施行する。（第15条第３項）

附　則（平成13年12月21日改正）

（施行期日等）

１　この規程は、平成13年12月21日から施行し、平成13年４月１日から適用する。（第１条の２、第３条、第６条、第20条、第23条、第４条別表１）

（特例一時金）

２　当分の間、各年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。）において、当該各年度の３月１日（以下「基準日」という。）に在職する役員及び職員に対し、基準日の属する月の期末手当支給日において、特例一時金を支給する。

３　特例一時金の額は、月額296円に基準日の属する年度の在職月数及び基準日現在の支給割合を乗じて得た額とし、年額3,552円を超えない範囲内で理事長が定める額とする。ただし、在職期間において給料を支給しないこととされていた期間（以下「無給期間」という。）がある職員については、月の全日が無給である月を在職月数から除算する。

４　前号の規定にかかわらず、基準日において就業規程第17条の規定により育児休業休暇の適用を受ける職員に対し、特例一時金を支給する。ただし、在職期間の全期間において無給期間とされていた職員については、前号に準用し、支給することができる。

（期末手当の額の特例）

５　平成13年12月の役職員の期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、改正前の規定により計算して得た額とする。

６　平成13年12月の役職員の期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、同条の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額から平成13年12月にその者に支給された期末手当の額と改正後の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

附　則（平成15年１月１日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成15年１月１日から施行する。（第３条、第４条、第６条第３項、第８条第２項、第12条第３項、第20条第１項・第２項、第21条第２項、第22条、第23条第２項、別表１・２・６）ただし、第４条、第20条第１項・第２項、第21条第２項及び第22条の規定は、平成15年４月１日から施行する。

（平成15年３月に支給する期末手当の額の特例）

２　平成15年３月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第４条及び第20条第２項の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（１）　平成15年３月１日（期末手当について改正後の給与規程第４条中段及び第20条第２項前段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年４月１日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち給料、扶養手当及びこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の合計額

（２）　改正後の給与規程の規定による給料月額並びに改正後の給与規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成15年６月に支給する期末手当に関する経過措置）

３　平成15年６月に支給する期末手当の規定による改正後の給与規程第20条第２項の規定の適用については、同項の部分中「６か月以内」とあるのは「３か月以内」とし、同項中の「別表６」においては、改正前のものを適用する。

附　則（平成15年４月１日改正）

（施行期日）

１　この規定は、平成15年４月１日から施行する。（第８条第２項(１)）

附　則（平成15年12月１日改正）

（施行期日）

１　この規定は、平成15年12月１日から施行する。（第４条、第12条第３項、第20条第２項）ただし、第４条別表１の６月支給割合及び第20条第２項中、６月支給割合は平成16年４月１日から施行する。

（平成15年12月に支給する期末手当の額の特例）

２　平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第４条及び第20条第２項の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上にあるときは、期末手当は支給しない。

（１）　平成15年４月１日にあっては、新たに職員となった日において役員及び職員の給与の特例に関する条例に規定がなかったとした場合に職員が受けるべき給与、管理職手当、研究職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額並びに一月当たりの通勤手当に相当する額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額。

（２） 平成15年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額。

附　則（平成16年４月１日改正）

１　この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月１日改正）

（施行期日等）

１　この規程は、平成17年４月１日から施行する。（第11条、第14条）（住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対する経過措置）

２　第14条第２項第１号に掲げる職員に対する住居手当の限度額は、平成17年度は50,000円、平成18年度は45,000円、平成19年度は40,000円とする。

附　則（平成18年１月１日改正）

（施行期日等）

１　この規程は、平成18年１月１日から施行する。（第８条別表２、第11条別表４、第12条第３項、第20条第３項、第21条第２項）ただし、第21条第２項の支給割合は平成17年12月20日から施行する。

附　則（平成18年４月１日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成18年４月１日から施行する。（第８条第２項別表２、第10条、第10条の２、第11条別表４、第20条、第21条）

（特定の職務の級の切替え）

２　平成18年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

３　切替日の前日において給与規程第８条に規定する給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第２に定める号給とする。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　附則第２項から前項までの適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は基本給は、改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

（号給の切替えに伴う経過措置）

５　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給が同日において受けていた基本給に達しないこととなる職員には、基本給のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

６　前項による給料を支給される職員に関する第11条第２項、第11条の２第２項、第13条第２項及び第20条第３項（第21条第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第11条第２項、第11条の２第２項、第13条第２項及び第20条第３項中「基本給」とあるのは「基本給と前項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則別表第１　職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
研究職給料表	１級	１級
	２級	２級
	３級	３級
	４級	４級
技術職給料表	１級	１級
	２級	２級
	３級	３級
	４級	４級

附則別表第２　削除

附則別表第３

切替表

切替日の前日に受けていた号給	切替後の号給			
	１級	２級	３級	４級
1			17	
2			18	
3			20	
4			21	
5			23	
6			24	
7			25	
8			27	
9	2		28	
10	3		30	
11	4		31	
12	5		32	
13	6		34	
14	7		35	
15	8		37	
16	10		38	
17	11	3	40	
18	12	5	41	
19	13	6	42	
20	14	8	44	
21	15	9	45	
22	16	11	46	
23	18	13	48	
24	19	14	49	
25	20	16	51	
26	21	18	52	
27	22	19	54	
28	24	21	55	
29	25	23	57	
30	26	24	59	
31	28	26	61	
32	29	27	63	
33	30	28	65	
34	31	30	67	
35	32	31	69	
36	33	32	71	
37	34	34	74	
38	35	35	76	
39	36	36	79	
40	38	37	82	
41	39	38	85	

42	40	38	87	
43	41	39	90	
44	42	40	93	
45	43	41	96	
46	44	41		
47	46	42		
48	47	43		
49	48	44		
50	49	44		
51	50	45		
52	52	46		
53	53	46		
54	54	47		
55	55	48		
56	56	49		
57	57	49		
58	58	50		
59	59	51		
60	60	52		
61	61	52		
62	62	53		
63	62	54		
64	63	54		
65	64	55		
66	65	56		
67	66	57		
68	67	57		
69	68	58		
70	69	59		
71	70	60		
72	71	60		
73	71	61		
74	72	62		
75	73	63		
76	74	64		
77	75	65		
78	76	65		
79	77	66		
80	78	67		
81	79	69		
82	80	70		
83	81	70		
84	82	71		
85	83	73		
86	84	73		

87	85	74		
88	86	75		
89	87	76		
90	87	77		
91	88	78		
92	89	79		
93	90	80		
94	91	80		
95	92	81		
96	93	82		
97	94	83		
98	95	84		
99	95	85		
100	96	86		
101	97	87		
102	98	89		
103	99	90		
104	100	91		
105	101	93		
106	101	94		
107	102	95		
108	103	96		
109	104	98		
110	104			
111	105			
112	106			
113	107			
114	107			
115	108			
116	110			
117	111			
118	112			
119	113			
120	115			
121	115			

附　則（平成18年10月１日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成18年10月１日から施行する。（第１条の２）

附　則（平成19年４月１日改正）

１　この規程は、平成19年４月１日から施行する。（第11条の２、第12条）

附　則（平成20年４月１日改正）

１　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

（第８条別表２、第12条、第21条）

（勤勉手当の特例）

２　平成19年６月及び12月に支給する勤勉手当の額は、改正後第21条の規定に関わらず、次号により算定した額によるものとする。

（１）　平成19年６月に支給する勤勉手当の額は、基準日現在における勤勉手当基礎額に、100分の72.5を乗じて得た額に基準日以前６か月以前の勤務時間の区分に応じて別表７に定める割合を乗じて得た額の範囲内とする。

（２）　平成19年12月に支給する勤勉手当の額は、基準日現在における勤勉手当基礎額に、100分の77.5を乗じて得た額に基準日以前６か月以前の勤務時間の区分に応じて別表７に定める割合を乗じて得た額の範囲内とする。

附　則（平成21年４月１日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成21年４月１日から施行する。（第13条）（平成22年３月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

２　平成22年３月31日までの間に支給する調整手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の６を乗じて得た額とする。

附　則（平成21年５月29日改正）

１　この規程は、平成21年５月29日から施行する。

（第８条別表２、第20条、第21条）

（期末手当の特例）

２　平成21年６月に支給する期末手当の額は、改正後第20条の規定に関わらず、次号により算定した額によるものとする。

（１）　平成21年６月に支給する期末手当の額は、基準日現在における期末手当基礎額に、100分の125.0を乗じて得た額に基準以前６か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別表６に定める割合を乗じて得た額とする。

（勤勉手当の特例）

３　平成21年６月に支給する勤勉手当の額は、改正後第21条の規定に関わらず、次号により算定した額によるものとする。

（１）　平成21年６月に支給する勤勉手当の額は、基準日現在における勤勉手当基礎額に、100分の70.0を乗じて得た額に基準日以前６か月以前の勤務期間の区分に応じて別表７に定める割合を乗じて得た額の範囲内とする。

附　則（平成21年12月１日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成21年12月１日から施行する。

（第８条別表２、第20条、第21条）

（本俸）

２　第８条別表２（別添のとおり）

ただし、事務職給料表１級56号給以下、２級24号給以下、３級８号給以下、研究職給料表（一）１級32号給以下、２級12号給以下、研究職給料表（二）１級56号給以下、２級32号給以下の職員を除く。

（給料表切替えに伴う経過措置）

３　平成18年４月１日給料表切替えに伴う経過措置として、平成18年３月31日において受けていた給料月額との差額を支給されている職員については、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（１円未満の端数切捨て）との差額を支給する。これに伴い、給料の調整額について経過措置の適用を受けている職員については、経過措置基準額に100分の99.76を乗じて得た額（１円未満の端数切捨て）を経過措置基準額とする。ただし、いずれの場合も、減額改定対象外職員（事務職給料表１級56号給以下、２級24号給以下、３級８号給以下）を除く。

附　則（平成22年３月11日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成22年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この規程による改正後の職員給与規程第21条第２項から第４項までの規定は、平成23年６月支給分の勤勉手当から適用する。（第８条、第10条、第11条の２、第19条、第19条の２、第20条、別表第２（第８条１項）、附則別表第１、附則別表第３）

（給料表の切替え）

２　技術職給料表（以下「新給料表」という。）の適用を受ける職員については、切替日に受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）の100分の97に相当する額と同じ額の号給が、新給料表における号給のうちにあるときは、旧給料月額と同じ額の号給とし、旧給料月額の100分の97に相当する額の号給が新給料表における号給のうちにないときは、切替日から、旧給料月額の直近上位の額の号給に決定するものとする。

（給料表切替えに伴う経過措置）

３　前項の規定により決定された号給の給料月額が旧給料月額に達するまでの間は、旧給料月額に相当する額を給料月額として支給する。

４　前項の場合において、旧給料表により受けていた基本給が新給料表の最高号給の基本給を超えることとなる場合は、旧給料表により受けていた基本給を新給料表による基本給とみなす。

（研究業績手当の特例）

５　施行日前に、この規程による改正前の職員給与規程第11条の２第２項第２号の規定により研究業績手当の支給を受けていた職員に対し、平成22年度に限り、研究業績手当を支給する。

６　前項の研究業績手当の月額は、基本給に平成21年度の研究業績評価に応じ次表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

平成21年度の研究業績評価	支給割合
Ｂ評価	100分の３
Ｃ評価	100分の１

附　則（平成22年12月１日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成22年12月１日から施行する。

（第８条別表２、第20条、第21条）

ただし、自宅に係る住居手当、期末・勤勉手当の平成23年度以降の支給割合の改正は平成23年４月１日から施行する。

（第14条、第20条、第21条）

（50歳代後半層の給与の抑制措置）

２　削除

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　中高齢層の職員（※１）の平成22年４月から改正の実施の日の前日までの期間に係る給与の公民較差相当分を解消するため、平成22年12月期の期末手当の額について、所要の調整を次のとおり行う。

＜平成22年12月の期末手当の額＝Ａ－（Ｂ＋Ｃ）＞

Ａ：改正後の給与規程の規定により算出される期末手当の額

Ｂ：平成22年４月１日又は同月２日から12月１日までの間に減額改定対象職員（※１）となった日（平成22年４月１日）において職員が受けるべき給料等の月額（※２）の合計額×100分の0.24（１円未満は切り捨て）（以下「基準額」という。）×（平成22年４月から11月までの月数）

Ｃ：平成22年６月において減額改定対象職員であった者に、同月に支給された期末手当及び勤勉手当の額×100分の0.24（１円未満は切り捨て）

※１　上記の若年層職員、50歳代後半層の給与の抑制措置対象職員及び平成18年４月１日給与構造改革による給料表の切替え対象職員以外の職員

※２　基本給、管理職手当、研究業績手当、扶養手当、調整手当、住居手当、特殊勤務手当の月額

（自宅に係る住居手当）

４　平成23年４月１日前から引き続き、第６条第３項の規定による改正前の職員給与規程第14条第１項第２号に該当する職員（同号の規定により同年３月に係る住居手当を支給される職員に限る。）については、同項及び同条第２項の規定は、平成25年３月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成22年12月１日から平成23年３月31日までの間にあっては「4,300円」とあるのは「5,000円」と、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの間にあっては同項第二号中「4,300

円」とあるのは「3,000円」と、同年４月１日から平成25年３月31日までの間にあっては同号中「4,300円」とあるのは「1,500円」とする。

附　則（平成23年12月１日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成23年12月１日から施行する。

（第８条別表２）

（本奉）

２　第８条別表２（別添のとおり）

（給料表切替えに伴う経過措置）

３　平成18年４月１日給与構造改革による給料表の切替えに伴う経過措置として、平成18年３月31日において受けていた給料月額との差額を支給されている職員については、当該給料月額に100分の99.19を乗じて得た額（１円未満の端数切捨て）との差額を支給する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

４　高齢層の職員（※１）の平成23年４月から改正の実施の日の前日までの期間に係る給与の公民較差相当分を解消するため、平成23年12月期の期末手当の額について、所要の調整を次のとおり行う。

＜平成23年12月の期末手当の額＝Ａ－（Ｂ＋Ｃ）＞

Ａ：改正後の給与規程の規定により算出される期末手当の額

Ｂ：平成23年４月１日又は同月２日から12月１日までの間に減額改定対象職員（※１）となった日（平成23年４月１日）において職員が受けるべき給料等の月額（※２）の合計額×100分の0.37（１円未満は切り捨て）（以下「基準額」という。）×（平成23年４月から11月までの月数）

Ｃ：平成23年６月において減額改定対象職員であった者に、同月に支給された期末手当及び勤勉手当の額×100分の0.37（１円未満は切り捨て）

※１　事務職給料表１級93号給以下、２級76号給以下、３級60号給以下、４級44号給以下、５級36号給以下、６級28号給以下、７級16号給以下、８級４号給以下、研究職給料表１級84号給以下、２級64号給以下、３級52号給以下、４級24号給以下、技術職給料表１級107号給以下、２級68号給以下、３級56号給以下、４級40号給以下の職員を除く

※２　基本給、管理職手当、研究業績手当、扶養手当、調整手当、住居手当、特殊勤務手当の月額

附　則（平成24年３月30日改正）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月18日改正）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年９月20日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成25年９月１日から施行する。

（特例期間中の給与）

２　平成25年９月１日から平成26年３月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第４条第２項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から給料月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
事務職給料表	２級以下	100分の4.77
	３級から５級まで	100分の7.77
研究職給料表	１級	100分の4.77
	２級及び３級	100分の7.77
	４級	100分の9.77
技術職給料表	２級以下	100分の4.77
	３級及び４級	100分の7.77

３　特例期間においては、規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
（１）　管理職手当　当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
（２）　調整手当　当該職員の調整手当の月額に100分の10を乗じて得た額
（３）　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.97を乗じて得た額
（４）　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.97を乗じて得た額
４　特例期間においては、規程第17条及び第17条の２に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を一週間当たりこの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
５　附則第２項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則（平成26年２月13日改正）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年11月11日改正）

この規程は、平成26年11月11日から施行する。

附　則（平成27年１月13日改正）

この規程は、平成27年１月13日から施行し、平成26年４月１日から適用する。（第15条第２項別表５）

附　則（平成28年４月１日改正）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月１日改正）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月８日改正）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月29日改正）

この規程は、令和３年12月１日から施行する。

附　則（令和４年２月14日改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月26日改正）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年８月５日改正）

この規程は、令和７年８月５日から施行し、令和７年３月１日から適用する。

附　則（令和８年３月11日改正）

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。
（特定の職務の級の切替え）
２　令和８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、旧級が１級である職員の新級は、切替日の前日において１号給から24号給までのものは１級、25号給から108号給までのものは２級とする。
（号給の切替え）
３　切替日の前日において公益財団法人かずさＤＮＡ研究所職員給与規程別表２の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第２に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（前項の規定の適用を受ける職員にあっては切替日における職務の級）及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附則別表第１　職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
技術職	１級	１級
		２級
	２級	３級
	３級	４級
	４級	５級

附則別表第２　号給の切替表

ア　事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20

37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	

83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ　研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	3
25	13	9	4
26	14	10	5
27	15	11	6
28	16	12	7
29	17	13	8
30	18	14	9
31	19	15	10
32	20	16	11
33	21	17	12
34	22	18	13
35	23	19	14
36	24	20	15
37	25	21	16
38	26	22	17
39	27	23	18
40	28	24	19
41	29	25	20
42	30	26	21
43	31	27	22
44	32	28	23
45	33	29	24
46	34	30	25
47	35	31	26
48	36	32	27
49	37	33	28
50	38	34	29
51	39	35	30
52	40	36	31
53	41	37	32
54	42	38	33
55	43	39	34
56	44	40	35
57	45	41	36
58	46	42	37

59	47	43	38
60	48	44	39
61	49	45	40
62	50	46	41
63	51	47	42
64	52	48	43
65	53	49	44
66	54	50	45
67	55	51	46
68	56	52	47
69	57	53	48
70	58	54	49
71	59	55	50
72	60	56	51
73	61	57	52
74	62	58	53
75	63	59	54
76	64	60	55
77	65	61	56
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		

105	93		

ウ　技術職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	１級	２級	３級	４級	５級
1	1		1	1	1
2	2		1	1	1
3	3		1	1	1
4	4		1	1	1
5	5		1	1	1
6	6		2	2	1
7	7		3	3	1
8	8		4	4	1
9	9		5	5	1
10	10		6	6	2
11	11		7	7	3
12	12		8	8	4
13	13		9	9	5
14	14		10	10	6
15	15		11	11	7
16	16		12	12	8
17	17		13	13	9
18	18		14	14	10
19	19		15	15	11
20	20		16	16	12
21	21		17	17	13
22	22		18	18	14
23	23		19	19	15
24	24		20	20	16
25		2	21	21	17
26		3	22	22	18
27		4	23	23	19
28		5	24	24	20
29		6	25	25	21
30		7	26	26	22
31		8	27	27	23
32		9	28	28	24
33		10	29	29	25
34		11	30	30	26
35		12	31	31	27
36		13	32	32	28
37		14	33	33	29
38		15	34	34	30
39		16	35	35	31
40		17	36	36	32
41		18	37	37	33

42		19	38	38	34
43		20	39	39	35
44		21	40	40	36
45		22	41	41	37
46		23	42	42	38
47		24	43	43	39
48		25	44	44	40
49		26	45	45	41
50		27	46	46	42
51		28	47	47	43
52		29	48	48	44
53		30	49	49	45
54		31	50	50	46
55		32	51	51	47
56		33	52	52	48
57		34	53	53	49
58		35	54	54	50
59		36	55	55	51
60		37	56	56	52
61		38	57	57	53
62		39	58	58	54
63		40	59	59	55
64		41	60	60	56
65		42	61	61	57
66		43	62	62	58
67		44	63	63	59
68		45	64	64	60
69		46	65	65	61
70		47	66	66	62
71		48	67	67	63
72		49	68	68	64
73		50	69	69	65
74		51	70	70	66
75		52	71	71	67
76		53	72	72	68
77		54	73	73	69
78		55	74	74	70
79		56	75	75	71
80		57	76	76	72
81		58	77	77	73
82		59	78	78	74
83		60	79	79	75
84		61	80	80	76
85		62	81	81	77
86		63	82	82	

87		64	83	83	
88		65	84	84	
89		66	85	85	
90		67	86	86	
91		68	87	87	
92		69	88	88	
93		70	89	89	
94		71	90	90	
95		72	91	91	
96		73	92	92	
97		74	93	93	
98		75	94		
99		76	95		
100		77	96		
101		78	97		
102		79	98		
103		80	99		
104		81	100		
105		82	101		
106		83	102		
107		84	103		
108		85	104		
109		86	105		
110		87	106		
111		88	107		
112		89	108		
113		90	109		
114		91			
115		92			
116		93			
117		94			
118		95			
119		96			
120		97			
121		98			
122		99			
123		100			
124		101			
125		102			
126		103			
127		104			
128		105			

別表１　削除

別表２（第８条第１項、第８条第２項、第20条第３項関係）

ア　事務職給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000

46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700	397,000		
87	266,500	306,100	356,100	397,400		
88	266,800	306,400	356,500	397,800		
89	267,100	306,700	356,700	398,100		
90	267,400	307,000	357,100			

91	267,700	307,300	357,500
92	268,000	307,600	357,900
93	268,300	307,800	358,100
94		308,000	358,400
95		308,300	358,800
96		308,700	359,100
97		308,900	359,400
98		309,200	359,800
99		309,500	360,200
100		309,900	360,600
101		310,100	361,100
102		310,400	361,500
103		310,700	361,900
104		311,000	362,300
105		311,200	362,800
106		311,500	363,200
107		311,800	363,500
108		312,100	363,800
109		312,300	364,200
110		312,600	
111		313,000	
112		313,300	
113		313,500	
114		313,700	
115		314,000	
116		314,400	
117		314,600	
118		314,800	
119		315,100	
120		315,400	
121		315,700	
122		315,900	
123		316,200	
124		316,500	
125		316,800	

イ　研究職給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級
号給	給料	給料	給料	給料
１	275,700	354,200	408,200	475,300
２	277,900	355,800	409,800	477,500
３	280,000	357,400	411,100	479,700
４	281,900	358,900	412,300	481,900
５	283,700	360,400	413,500	484,100
６	285,200	362,000	414,500	486,200
７	286,700	363,600	415,500	488,300

8	288,200	365,100	416,400	490,400
9	290,000	366,500	417,300	492,700
10	291,900	368,500	418,300	494,800
11	293,700	370,500	419,400	496,900
12	295,600	372,400	420,500	499,000
13	297,600	374,200	421,500	501,100
14	299,600	375,800	422,600	503,200
15	301,600	377,400	423,600	505,300
16	303,600	378,800	424,600	507,400
17	305,500	380,100	425,600	509,500
18	308,000	381,600	426,700	511,500
19	310,700	382,800	427,800	513,500
20	313,300	384,100	428,900	515,500
21	315,900	385,400	429,900	517,500
22	318,300	386,600	431,000	519,300
23	320,700	387,800	432,100	521,100
24	322,900	388,900	433,200	522,900
25	325,100	390,000	434,100	525,000
26	327,100	391,300	435,200	526,800
27	329,100	392,600	436,200	528,600
28	331,100	393,900	437,200	530,400
29	333,100	395,100	438,100	532,200
30	335,000	396,400	439,200	533,900
31	336,900	397,700	440,200	535,600
32	338,800	398,900	441,300	537,300
33	340,600	400,100	442,300	539,100
34	342,500	401,300	443,500	540,500
35	344,400	402,500	444,600	541,900
36	346,300	403,600	445,800	543,300
37	348,000	404,600	446,500	545,000
38	349,200	405,800	447,400	546,100
39	350,300	406,900	448,300	547,200
40	351,300	407,900	449,100	548,300
41	351,800	409,000	449,900	549,600
42	352,200	410,200	450,800	550,400
43	352,600	411,300	451,600	551,200
44	352,900	412,400	452,300	552,000
45	353,400	413,300	453,000	553,000
46	353,900	414,300	453,900	553,800
47	354,400	415,300	454,800	554,600
48	354,700	416,200	455,700	555,400
49	355,000	417,400	456,600	556,400
50	355,300	418,700	457,500	557,000
51	355,600	420,100	458,500	557,600
52	355,900	421,400	459,400	558,200
53	356,300	422,200	460,400	558,800
54	356,600	423,200	461,400	559,500

55	357,000	424,200	462,300	560,100
56	357,300	425,300	463,300	560,700
57	357,600	426,200	464,200	
58	358,000	426,900	465,100	
59	358,300	427,700	466,000	
60	358,700	428,400	467,000	
61	359,000	429,100	467,800	
62	359,300	429,900	468,200	
63	359,700	430,700	468,800	
64	360,000	431,300	469,400	
65	360,300	431,900	470,000	
66	360,700	432,200	470,700	
67	361,000	432,500	471,000	
68	361,400	432,800	471,600	
69	361,800	433,100	472,000	
70	362,100	433,400	472,300	
71	362,500	433,600	472,600	
72	362,900	433,900	472,900	
73	363,200	434,100	473,200	
74	363,600	434,300		
75	364,000	434,600		
76	364,400	434,900		
77	364,700	435,100		
78	365,100	435,300		
79	365,500	435,600		
80	366,000	435,900		
81	366,500	436,100		
82	367,100	436,300		
83	367,800	436,600		
84	368,400	436,900		
85	369,000	437,100		
86	369,600	437,400		
87	370,200	437,700		
88	370,800	437,900		
89	371,300	438,100		
90	371,700	438,400		
91	372,000	438,700		
92	372,400	438,900		
93	372,800	439,100		
94	373,200			
95	373,600			
96	374,000			
97	374,600			
98	375,100			
99	375,500			

100	376,000
101	376,400
102	376,900
103	377,200
104	377,500
105	378,000
106	378,400
107	378,900
108	379,400
109	379,800
110	380,300
111	380,700
112	381,100
113	381,500
114	381,900
115	382,300
116	382,700
117	383,100
118	383,500
119	383,900
120	384,300
121	384,600
122	385,000
123	385,400
124	385,700
125	386,100
126	386,600
127	387,100
128	387,500
129	387,900

ウ　技術職給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
号給	給料	給料	給料	給料	給料
１	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
２	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
３	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
４	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
５	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
６	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
７	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
８	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
９	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900

14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200

61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700	
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900	
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200	
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700	
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000	
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300	
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600	
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000	
86		303, 000	341, 100	362, 300	
87		303, 200	341, 400	362, 600	
88		303, 400	341, 700	362, 900	
89		303, 800	342, 000	363, 300	
90		304, 000	342, 200	363, 600	
91		304, 200	342, 600	363, 800	
92		304, 400	342, 900	364, 100	
93		304, 800	343, 100	364, 400	
94		305, 000	343, 400		
95		305, 200	343, 700		
96		305, 500	343, 900		
97		305, 800	344, 100		
98		306, 000	344, 400		
99		306, 200	344, 700		
100		306, 500	344, 900		
101		306, 800	345, 100		
102		307, 000	345, 300		
103		307, 200	345, 700		
104		307, 500	345, 900		
105		307, 800	346, 100		
106			346, 400		

107	346,800
108	347,200
109	347,400

別表３　削除

別表４（第11条第２項関係）　管理職手当支給表

組織	職	支給額
研究部	部長 センター長	76,500円
	室長 室長代理 グループ長 技術長	50,000円
事務局	局長	118,100円
	部長	76,500円
	課長 主幹	50,000円

※第11条第１項に規定する施設長及びチーム長の管理職手当の支給額はグループ長に準じる。

別表５（第15条第２項関係）　普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

片道の使用距離	職員の区分	原動機付自転車等 使用者	普通自動車等 使用者
	４ｋｍ未満	2,000円	2,000円
４ｋｍ以上	６ｋｍ未満	4,170	4,170
６ｋｍ以上	８ｋｍ未満	5,060	5,230
８ｋｍ以上	10ｋｍ未満	5,950	6,290
10ｋｍ以上	12ｋｍ未満	6,840	7,340
12ｋｍ以上	14ｋｍ未満	8,060	8,570
14ｋｍ以上	16ｋｍ未満	9,280	9,800
16ｋｍ以上	18ｋｍ未満	10,490	11,020
18ｋｍ以上	20ｋｍ未満	11,700	12,240
20ｋｍ以上	22ｋｍ未満	12,910	13,460
22ｋｍ以上	24ｋｍ未満	14,080	14,640
24ｋｍ以上	26ｋｍ未満	15,260	15,820
26ｋｍ以上	28ｋｍ未満	16,430	17,000
28ｋｍ以上	30ｋｍ未満	17,600	18,170
30ｋｍ以上	32ｋｍ未満	18,780	19,340
32ｋｍ以上	34ｋｍ未満	19,790	20,430
34ｋｍ以上	36ｋｍ未満	20,810	21,520
36ｋｍ以上	38ｋｍ未満	21,820	22,610
38ｋｍ以上	40ｋｍ未満	22,830	23,700
40ｋｍ以上	42ｋｍ未満	23,840	24,790
42ｋｍ以上	44ｋｍ未満	23,840	25,710
44ｋｍ以上	46ｋｍ未満	23,840	26,640
46ｋｍ以上	48ｋｍ未満	23,840	27,570
48ｋｍ以上	50ｋｍ未満	23,840	28,500
50ｋｍ以上	52ｋｍ未満	23,840	29,430
52ｋｍ以上	54ｋｍ未満	23,840	30,160
54ｋｍ以上	56ｋｍ未満	23,840	30,890
56ｋｍ以上	58ｋｍ未満	23,840	31,630
58ｋｍ以上	60ｋｍ未満	23,840	32,370

60ｋｍ以上	62ｋｍ未満	23,840	33,100
62ｋｍ以上	64ｋｍ未満	23,840	34,160
64ｋｍ以上	66ｋｍ未満	23,840	35,220
66ｋｍ以上	68ｋｍ未満	23,840	36,280
68ｋｍ以上	70ｋｍ未満	23,840	37,340
70ｋｍ以上		23,840	38,400

別表６（第20条第２項関係）　期末手当勤務期間割合

勤務期間	割合
６か月	100分の100
５か月以上６か月未満	100分の80
３か月以上５か月未満	100分の60
３か月未満	100分の30

別表７（第21条第２項関係）　勤勉手当勤務期間割合

勤務期間	割合
６か月	100分の100
５か月15日以上６か月未満	100分の95
５か月以上５か月15日未満	100分の90
４か月15日以上５か月未満	100分の80
４か月以上４か月15日未満	100分の70
３か月15日以上４か月未満	100分の60
３か月以上３か月15日未満	100分の50
２か月15日以上３か月未満	100分の40
２か月以上２か月15日未満	100分の30
１か月15日以上２か月未満	100分の20
１か月以上１か月15日未満	100分の15
15日以上１か月未満	100分の10
15日未満	100分の５
０	０